

幸手市ネーミングライツ事業について
(共通募集要項)

1 ネーミングライツとは

(1) ネーミングライツとは、市が設置した施設や運営する事業に、市と契約した民間事業者等がその法人名や商品名などを「愛称」として付ける権利のことです。

施設や事業に愛称を付けることで、市民サービスや施設・事業の魅力向上を図ります。

また、民間事業者等との官民連携事業となることで、地域経済の活性化に寄与することができます。

(2) 対価（ネーミングライツ料）は、その施設の運営や維持管理費等に充てます。

(3) ネーミングライツは、施設に愛称を付与するものであり、条例で定められている正式名称を変更するものではありませんので、必要な場合は正式名称を使用することとします。

(4) 愛称を付与する権利を得た民間事業者等のことを「ネーミングライツパートナー」と呼びます。

(5) ネーミングライツ事業は、施設や事業の本来の目的や施設の公共性、信頼性、公平性を大切にしながら、愛称の周知も積極的に図っていきます。

2 対象施設・事業

対象施設	所在地	運営	最低ネーミングライツ料
幸手総合公園（野球場（ひばりヶ丘球場））	大字木立 1929	指定管理	300,000 円
平須賀南公園	大字平須賀 1880-7	指定管理	200,000 円
外野橋	大字権現堂		500,000 円

※最低ネーミングライツ料は、消費税及び地方消費税を除いた1年当たりの金額です。別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

3 愛称の条件

(1) 愛称は、市民から親しまれやすく、公共施設としてふさわしく理解されやすいものとしてください。

ただし、以下に該当する愛称は認めません。

ア 公共性や品位を損なうもの

イ 風俗営業、貸金業に関連するもの

ウ 政治・宗教活動を示すもの

エ 市長が適切でないと判断するもの

(2) 愛称は、ひらがな、カタカナ、通常使用する漢字、数字又はアルファベットにより表記できるものとしてください。

(3) 施設の特性により、特定の地名等を含めることなどを施設ごとの募集要項に定める場合があります。

また、愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記できるものとします。

(4) 愛称の使用期間は、5年以内の範囲で設定していただきます。

4 ネーミングライツパートナーの条件

(1) 応募できる民間事業者等は、ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人、その他の団体で、以下のいずれにも該当しない事業者とします。

ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの

イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの

エ 政治活動又は宗教活動を行うもの

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの

カ 市に納付すべき市税、料金等を滞納しているもの

キ その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認めるもの

(2) 指定管理者制度導入施設において、他自治体で指定管理者制度の受注実績がある民間事業者や当該施設の指定管理者と競合する業種の民間事業者等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合、または施設の性格等により、その民間事業者を選定することが適当でないと認められる場合、応募を制限することがあります。

5 応募書類

(1) ネーミングライツパートナー応募申請書

(2) 誓約書

(3) 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）

(4) 直近1事業年度内の幸手市税の滞納がないことの証明書（納税証明書または完納証明書）

(5) 事業者の概要を記載した書類（会社案内・パンフレット等）

※複数の施設について、同時に申込む場合は、(2)から(5)の書類は1部のみ提出してください。

※正式申請に先立ち、要件確認のため(1)、(5)については、事前確認させていただきます。

6 提出先、提出方法など

(1) 提出先

〒 340-0192 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

幸手市総合政策部財政課

(2) 提出方法

提出書類を全てまとめ、郵送または持参、いずれかの方法で上記の提出先に提出してください。

持参の場合、平日の窓口開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）に直接持参してください。

(3) 留意事項

応募に係る費用は、応募者の負担です。

必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。また、追加資料の提出をお願いする場合があります。なお、提出書類等は、返却いたしません。

提出書類等は、関係機関に意見を求めることを目的に使用することがあります。

7 ながれ

(1) 事前確認

5 応募書類の(1)ネーミングライツパートナー応募申請書、(4)事業者の概要を記載した書類(会社案内・パンフレット等)について、事前確認を行います。必要に応じて応募申請書の補正をお願いします。

(2) 申請書類の受理、優先交渉権者の選定

事前確認の後、申請書を正式受理します。その後、幸手市ネーミングライツ審査会(以下「審査会」という。)を開催し、ネーミングライツパートナーに関する優先交渉権者を選定します。

ただし、以下のいずれかに該当する応募は、審査の対象外とします。

ア 募集要項に定める応募資格を満たしていないもの

イ 最低ネーミングライツ料を下回るネーミングライツ料を提案したもの

ウ 愛称の条件を満たしていない愛称案を提案したもの

審査項目

審査会における審査項目、審査基準及び配点は下表のとおりです。

採点においては、小数点以下第一位を四捨五入して算出した値を点数とし、審査の合計点が70点以上かつ最高点を得た応募者を優先交渉権者とします。

なお、合計点が同点の場合は、審査項目①、②、③、④の順に点数が最も高い応募者を優先交渉権者とします。

審査項目	審査基準	配点
①ネーミングライツ料	他団体の提案額との比較、希望価格との比較	10
②整合性	ネーミングライツ事業の趣旨や目的との整合	40
③愛称	施設にふさわしいか、市民に親しまれるものか、呼びやすく分かりやすいか	30
④適格性	ネーミングライツパートナーとしての適格性	20
合計		100

(3) 選定結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(4) 市と優先交渉権者の協議(指定管理者制度導入施設については、指定管理者を含めた協議を行う。)

(5) 契約の締結

(6) 施設等の表示変更及び市民周知

(7) 愛称の使用開始

8 費用の負担

市とネーミングライツパートナーの費用負担は、下記によるものとします。

なお、詳細については、施設ごとの募集要項に定めるほか、施設ごとの募集要項で定めていない内容等は、契約締結までに、市とネーミングライツパートナーで協議し、取り決めます。

また、指定管理者制度導入施設においては、指定管理者も含む三者による協議となります。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（施設看板、道路標識、バス停、バス経由地案内）※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や市のホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内外の看板の表示変更、新規看板等の設置の可否、道路標識等の表示変更については、埼玉県屋外広告物条例を踏まえ、市や関係機関と協議して決定します。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

9 契約の解除

次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとします。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが「4 ネーミングライツパートナーの条件」のア～カのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

※ 契約解除の場合、既に支払ったネーミングライツ料は返還しません。

※ 災害その他の不可抗力等、双方の責に帰し得ない事由により、この契約を継続することができない場合は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、返還するものとします。

10 契約期間満了後の取扱について

(1) 契約の更新

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了6か月前までに、契約の延長を申入れ、次回契約期間に関して優先的に交渉することができるものとします。

(2) 次期募集方法

市は、契約延長の申し入れ期間の前に競合の可能性等により次期契約者について公募を行うことが適当と判断した場合や、契約延長の申し入れがなかった場合、申し入れがあっても交渉が整わない場合には、契約を更新せず公募を行うことができるものとします。

なお、契約期間満了後に対象施設のネーミングライツ導入を終了することが決定している場合は、ネーミングライツパートナーからの申し入れの有無にかかわらず、契約の更新を行わないことが

できるものとします。